

令和 8 年度雄武町障害者優先調達方針

1 趣旨

「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号。以下「障害者優先調達推進法」という。）」第 9 条の規定に基づき、障害者就労施設等からの優先調達方針を策定する。

2 用語の定義

本方針において使用する用語は、障害者優先調達推進法で使用する用語の例による。

3 適用範囲

本方針の適用範囲は、本町の全ての部局が発注する物品等の調達とし、調達対象は、障害者優先調達推進法に規定する障害者就労施設等とする。

4 調達する物品等及びその目標

障害者就労施設等から調達する物品等及びその目標は、次のとおりとする。

- ・対象物品等：障害者就労施設等が提供可能な物品等
- ・目標：物品等の調達に当たっては適正な予算の執行に努めながら障害者就労施設等からの優先調達の可能性について十分検討の上、調達するものとする。

5 調達の推進方法

障害者就労施設等から提供可能な物品等についての情報を収集し、これらの情報を庁内に周知するとともに、優先調達の推進を図る。

6 優先調達方針や調達実績の公表

本方針や調達実績については、町ホームページ等により方針策定後（又は調達実績集計後）に速やかに公表する。

7 優先調達方針に関する窓口

本方針の担当窓口は、地域福祉課社会福祉係とする。